

令和2年 4月 10日

保護者様

京都市立藤森中学校  
校長 浜矢全

## 臨時休業期間中の登校日の中止について

日頃から、本市教育にご理解とご支援をいただきお礼申し上げます。

さて、本校では本日から、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業とし、4月9日付けの「学校における新型コロナウイルスに係る感染症対策について（臨時休業のお知らせ）訂正版」でご案内したとおり、臨時休業期間中に登校日を設定していたところです。

こうした中、本日、京都市長・京都府知事が共同記者会見を行い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の指定地域に京都府を指定するよう国に対する要請が行われました。これは、京都府内では、新規感染者数が前週の1.8倍になったほか、人口1万人当たりの患者数は全国で5番目となっており、特に、この1週間で、感染経路不明の患者数が9人から30人に大幅に増加するなど、既に、緊急事態宣言が出された7都府県と比べても厳しい状況にあることからのものです。

こうした状況を踏まえ、京都市教育委員会から、臨時休業期間中「登校日」等について「電話や家庭訪問等による確認・指導」に変更する方針が示されました。

これを受け、本校でも下記のとおり対応することとしますので、お知らせします。

### 記

#### (1) 登校日について

5月6日までの臨時休業期間中、実施することとしていた「登校日」を取りやめ、適宜、電話や家庭訪問等による確認・指導に変更します。

#### (2) 臨時休業期間中の児童生徒等への健康観察等について

学校による状況確認の重要性を踏まえ、子どもたちの健康・学習面を電話や家庭訪問等でお聞かせいただければと考えております。

尚、家庭訪問をさせていただく場合は、事前に電話連絡をさせていただき、ご家庭の事情を伺い訪問を検討したいと考えております。その際は、マスク着用等、感染拡大防止対策を行って実施させていただきますので、ご理解とご協力を願いいたします。

#### (3) その他

新型コロナウイルスに感染した場合、最初に現れる症状は、発熱や咳等で、普通の風邪と変わりませんが、普通の風邪よりも長引くことが特徴です。

お子様に以下の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センター（電話 075-222-3421, 土・日・祝日を含む24時間対応）に御相談ください。その際は、学校にも必ずご連絡をお願いいたします。

- 風邪の症状や37.5°C以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 基礎疾患等があるお子様は、上の状態が2日程度続く場合